

「内部検証結果報告書」で検証が必要と記載した事項のうち、第3回、第4回審議会で審議していない事項について、改めてご審議ください。

1 第7条（市民参加の権利）

改正案		現 行
市民は、まちづくりの主体として、市民参加をすることができます。	←	市民は、まちづくりの主体として、 <u>等しく</u> 市民参加をすることができます。

【ポイント】

- ・この条の趣旨は、およそ市民であれば、同じ立場で市民参加の機会が得られることを保障することで、市民参加を推進することにあります。
- ・現在の表現だと市民参加の機会に留まらず、希望する市民であれば無制限に市民参加ができることを保障しているような誤解を招くおそれがあります。
- ・以上のことから「等しく」という文言は、削除した方がよいと考えます。

2 第8条（行政サービスを受ける権利）

改正案		現 行
市民は、適切な行政サービスを受けることができます。	←	市民は、適切な行政サービスを <u>等しく</u> 受けることができます。

【ポイント】

- ・この条の趣旨は、【解説】にあるように、「定められたルール の範囲内で市が提供するサービスを等しく受ける」ものであると考えられます。
- ・「等しく」という文言が用いられていることにより、市民であれば、住所地や納税の有無等にかかわらず、無条件に等しく行政サービスを受けることができる権利を保障しているような誤解を招くおそれがあります。
- ・以上のことから、「等しく」という文言は、削除した方がよいと考えます。

3 第9条（市民の責務）

改正案		現 行
市民は、まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚を持ちます。		市民は、まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚と <u>責任</u> を持ちます。
2 市民は、権利の行使に当たっては、公共の福祉に反しないようにするとともに、次世代及び市の将来に配慮します。	←	2 市民は、権利の行使に当たっては、公共の福祉に反しないようにするとともに、次世代及び市の将来に配慮します。
(削除)		<u>3 市民は、行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします。</u>
<u>3 市民は、良好な環境が次世代に引き継がれるよう配慮します。</u>		4 市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。
<u>4 市民は、安城市民憲章を尊重します。</u>		<u>5 市民は、安城市民憲章を尊重します。</u>

【ポイント】

【第1項について】

- ・第1項で「責任」という用語を用い、「担い手として」という抽象的な事柄に対し市民に責任を負わせる規定となっています。ただし、【解説】にあるように、ここでいう責任は法的な義務を伴うものを意図していません。
- ・「責任」という用語を用いなくても本条の趣旨は変わりません。
- ・以上のことから、第1項の「責任」を削除した方がよいと考えます。

【第3項について】

- ・【解説】には、「負担とは、市民税等の税、分担金、使用料、手数料など」とされていますが、市民税等の税は、原則として本市の住民であるためにサービスの提供の有無に関わらず発生するものです。一方、分担金・使用料・手数料等は、特定のサービスの対価として発生するものなので、両者は性質が異なり、本来は分けて考えるべきものです。
- ・【解説】の内容もあいまって、第3項の規定では、市民税等に関し、市外住民にも負担の義務があるかのような誤解を招くおそれがあります。
- ・住民としての負担の分任義務については、地方自治法第10条に定められており、特に第3項がなくても、本条の趣旨は変わらないと考えます。
- ・以上のことから、第3項を削除した方がよいと考えます。

【第4項について】

- ・第4項「責任」という用語を使用した趣旨は、【解説】には明示されていませんが、第1項と同様、法的な責任という意味で使用されたものではないと考えられます。
- ・類似の内容が規定されている第2項では「配慮」という用語が使用されており、第4項も同じ「配慮」という用語を用いた方がより正確に本条の趣旨を表すことができると考えます。
- ・よって、第4項の「責任」を用いた表現を上記のように改めます。

4 第14条（市民参加）

改正案	現 行
（市民参加と協働） <u>市民参加と協働の推進を図るための基本的な事項については、別に条例で定めるものとします。</u>	（市民参加） <u>市民参加の権利を保障するため、市長は、別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。</u>

←

【ポイント】

- ・市民参加については、本条で市民参加の基本的な事項を定める条例の制定を担保しています。
- ・協働については、「安城市市民協働推進条例」を制定し、市民協働に関する基本的な事項を定め、協働の推進を図っているところですが、本条例に、協働の推進を図るための条例の制定の担保がない状態です。
- ・協働の推進は、市民参加と並ぶ本条例の基本原則であり、重要かつ主要な施策です。
- ・以上のことから、協働の推進を図るための基本的な事項を定める条例の制定を担保する旨の規定を追加し、あわせて、分かりやすい表現に改めます。
- ・なお、「市民参加の権利」に関しては、第7条でも規定しており、本条でこの用語を用いなくても、条例全体の趣旨は変わりません。

5 逐条解説について

条例改正をする際は、会せて逐条解説の内容についても、条例の改正内容、趣旨を踏まえ、これと整合を図るよう改正すべきことを答申書に記載したいと考えます。